

「京都市認定通訳ガイド育成専門研修」に関する業務委託先募集要項

数多く訪れる外国人旅行者に対して、京都滞在中に京都の歴史や文化、伝統産業などを深く正しく伝え、滞在満足度を向上させ、観光消費額の増加を目指すために、平成 28 年 1 月より、京都市及び京都市観光協会（以下、「当協会」という）では、京都市認定通訳ガイドの育成を開始しました。

これまでに計 155 名が京都市ビジターズホストとして登録し活躍しています。現在は第 7 期生の認定に向け、223 名の申込者の中から書類審査及び面接審査を通じて選考を行った受講生 44 名が研修を受けています。

つきましては、京都市ビジターズホスト第 7 期受講生の専門研修「食文化」の業務委託先を下記の通り募集します。

1. 委託業務

京都市認定通訳ガイド育成専門研修「食文化」に関する運營業務

2. 委託業務内容

別紙「仕様書」のとおり

3. 応募資格

応募の資格者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 本委託事業は、「京都市認定通訳ガイド育成専門研修」に関する業務を通じて、本事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加するものであること。
- (2) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (3) 現に京都市から競争入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (7) 自らが提案した企画・運営内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (8) 会計関係帳簿類として総勘定元帳及び現金出納簿を整備していること。また、労働関係帳簿類として労働者名簿並びに賃金台帳を整備していること。

4. 募集期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 4 月 10 日まで

5. 契約条件

(1) 契約形態

当協会からの委託契約とする。

- (2) 委託費の上限額
250万円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
- (3) 契約期間
契約締結日から令和7年6月30日まで
- (4) 委託金の支払条件
業務完了後、受託者の請求に基づき支払うものとする。
- (5) その他
 - ①企画提案の内容に基づく見積額は、正当な理由がない限り契約時に増減することは認めない。
また、提案内容等を勘案して決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らないことに留意すること。
 - ②委託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託事務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ当協会の承認を得ることとする。

6. 応募手続等

公募に応募するものは、次の示すところにより、企画提案書等を提出するものとする。

(1) 担当事務局（提出先）

公益社団法人京都市観光協会 担当：板東、笠井、神藤

〒604-0924 京都市中京区河原町通二条下ル一之船入町 384 番地 ヤサカ河原町ビル 8 階）

電話：075-213-0071 FAX：075-213-1011

メールアドレス： visitorshost@kyokanko.or.jp

(2) 各種必要書類の提出

①提出書類及び提出部数

ア. 応募資格を満たすことを証明する書類（会社案内、登記簿謄本、直近の決算書、実績を示したものの等） 1部

イ. 提案書 3部
仕様書に示された業務全てに対する対応提案を含むものとする。

ウ. 見積書（任意様式） 1部

提案された業務一切に係る積算根拠を明示すること。

企画費等で計上するものについても、単に一式とせず、可能な限り積算根拠を示すこと。

②提出期限

令和7年4月10日（木） 17時

③提出場所

上記(1)のとおり

④提出方法

上記(1)に記載する担当事務局まで、持参又は郵送すること。

(3) 仕様書等に対する質問期限及び回答

①本書及び仕様書等に対して質問ができる者は、上記「3 応募資格」を満たしているものとする。

②質問期限

令和7年4月10日（木） 17時

(4) 注意事項

①公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

②失格となる提出書類

提出書類が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合がある。

なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。

ア. 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

イ. 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ. 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ. 虚偽の内容が記載されているもの。

(5) その他

①すべての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

②提出された企画提案書は、受託者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。

ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。

③提出された書類は、受託者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

④提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

⑤すべての提出書類は返却しない。

7. 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

受託候補者の選定は、当協会において、提出書類審査により行う。

(2) 審査基準

評価項目は、次のとおりとし、実効性、事業実現可能性、取組体制の事業遂行能力その他事情を総合的に評価し選定するものとする。

①本事業の趣旨を踏まえ、効果的に実施するための工夫がなされているか。

②円滑に事業を運営できる体制が確保できるか。

③見積経費が妥当か。

(3) 通知

選定結果については、全提案者に対して通知する。

(4) 契約

受託候補者に選定された者と当協会が別紙仕様書及び受託候補者の提案書の内容を基本に、必要に応じ内容を変更し、双方協議の上契約する。なお、上記の交渉が調わなかった場合は、次点の者と交渉するものとする。

8. スケジュール（予定）

令和7年

- 4月1日 公募開始
- 4月10日 各種必要書類の提出期限
- 4月18日 委託先の決定
- 5月上旬 業務開始
- 6月30日 業務終了

9. その他

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進ちよく状況の確認等、事業の円滑な実施をするために、定期的に当協会と連絡調整を行うこと。
- (2) 本事業に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。
- (3) 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て京都市及び当協会に帰属するものとする。
- (4) 本業務委託先募集は、本事業に関連する各種法令や制度等への申請、確認、審査通過等がなされることを前提として業務委託先を募集するものである。